県立学校授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第49号

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例

県立学校授業料等条例(昭和38年岩手県条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
1~3 [略]	1~3 [略]
4 第5条の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び	4 <u>第4条第1項、</u> 第5条、第6条第1項又は第7条第1項の規定にかかわら
津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学料を免除す	ず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受
ることができる。	けたと認められる者に対しては <u>、入学選考料</u> 、入学料 <u>、通信制受講料又は寄</u>
	<u>宿舎料</u> を免除することができる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	<u>, </u>

附則

この条例は、公布の日から施行する。